

## 第 1 3 1 回 周防大島町農業委員会総会

- 1 開催日時 令和 8 年 8 月 1 4 日（金） 1 3 時 3 0 分から 1 4 時 1 0 分
- 2 開催場所 久賀総合センター 2 階 大会議室

### 3 出席農業委員 （1 3 人）

- 1 番 星出 栄一
- 2 番 唐弓 昇平
- 3 番 岡崎 裕一
- 4 番 小柳 貴史
- 6 番 沖村 和哉
- 7 番 木村 潔
- 8 番 大内 清香
- 9 番 藤元 敬介
- 10 番 角井 雅之
- 11 番 福村 政光
- 12 番 沖 貴美枝
- 13 番 宮本 平
- 14 番 安本 貞敏

### 4 欠席農業委員 （1 人）

- 5 番 大谷 正樹

### 5 出席要請農地利用最適化推進委員 （5 人）

- 2 番 中村 義之
- 9 番 藤岡 正一
- 18 番 叶井 和隆
- 17 番 山根一三男

### 6 欠席農地利用最適化推進委員 （1 人）

- 1 番 福田 俊勝

## 7 議事日程

### 第1 議事録署名委員の指名

議案 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

審査会1 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画  
について

審査会2 農業経営基盤強化の推進に係る基本構想の改正について

## 8 農業委員会事務局職員

事務局長 村田 孝二

書記 田村 諒介

書記 泉口 洸平

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議長  | <p>ただいまより第 131 回周防大島町農業委員会総会に入らせていただきます。本日の附議事項は、議案 6 件、審査会 2 件となっております。慎重審議のうえ決定をいただくようお願いを申し上げます。それでは本日の出席者についてご報告いたします。在任する農業委員総数は 14 名、本日出席委員は 12 名、宮本委員さんが少し遅れるようでございますので後ほど参られますが 12 名、それから欠席委員さん 1 名、農地利用最適化推進委員につきましては 4 名の方のご出席をいただいております。よろしくお願いいたします。よって、農業委員は過半数の出席ですので、周防大島町農業委員会会議規則第 8 条の規定により、総会は成立しております。次に、議事録の署名人を指名をいたします。本日の議事録署名人は、農業委員 1 番星出委員と 2 番唐弓委員にお願いをいたしたいと思います。それでは、議事に入ります。座らせていただきます。日程 1、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請 No. 1 について、事務局より説明をお願いいたします。</p>                                                                                                        |
| 事務局 | <p>はい。議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請、No. 1 についてご説明させていただきます。申請人申請地等は議案書に記載の通りです。それでは農地法第 3 条第 2 項各号の事項について説明します。議案説明資料は、1 ページから 9 ページをご覧ください。本件は、高齢で維持管理ができないため、申請地を譲り渡したい譲渡人の要望に対し、経営規模を拡大したい譲受人が応えるものです。まず、第 1 号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況や労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に第 2 号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第 3 号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第 4 号の農作業常時従事要件ですが、本人の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第 5 号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第 6 号の地域調和要件ですが、柑橘を栽培する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。</p> |
| 議長  | <p>引き続きまして、地区担当の農業委員 4 番小柳委員、推進委員 1 番福田委員からそれぞれのその他の補足説明などがありましたらよろしくお願いいたします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 4 番 | <p>先日園地を確認して譲受人の方に電話でお話を伺いました。ここに関しては譲受人は以前から観光農園をやられているんですけれども、観光農園の場所が今回の申請された土地のすぐ道を挟んで向かい側になっておりますので一帯で利用されるそうなので特に問題はないかと思います。以上です。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |

議長            ありがとうございます。推進委員の福田さんはお休みなので失礼いたしました。ただいまの事務局及び担当委員の説明で、ご質問などはございませんか。よろしゅうございますか。本件を許可することに賛成の農業委員の方は、挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

ありがとうございます。挙手全員でございます。よって、本件を許可することに決定をいたします。続いてNo.2について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局        はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請、No.2についてご説明させていただきます。申請人申請地等は議案書に記載の通りです。それでは農地法第3条第2項各号の事項について説明します。議案説明資料は10ページから16ページをご覧ください。本件は、遠方かつ高齢で維持管理ができないため、申請地を含め所有する土地建物全体を譲り渡したい譲渡人の要望に対し、申請地を譲り受け、営農活動を開始したい譲受人が応えるものであります。まず、第1号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況や、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第3号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第4号の農作業常時従事要件ですが、本人の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第5号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第6号の地域調和要件ですが、野菜を栽培する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長            引き続きまして、地区担当の農業委員4番小柳委員のその後の補足説明などがありましたらよろしく願いいたします。

4番            こちらも先日現地を確認して譲受人の方に電話でお話を伺いました。申請地の近くにある建物、住宅を購入してそれに付随する園地ということで家庭菜園として利用するということです。以前から家庭菜園は行っている所以面積としても小さいのでまず問題はないかと思えます。現地は草が結構生えていてちょっと中がようわからない状態だったんで話を聞いてみましたところ境界に関しては段差があったりしてしっかり確認してあるので境界に関してはまあ問題ないということです。特に問題はないかと思えます。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。ただいまの事務局及び担当委員の説明で、ご質問などはございませんか。よろしゅうございますか。ご質問など無いようでございますので採決をいたします。本件を許可することに賛成の農業委員の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件を許可することに決定をいたします。続いてNo.3について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請、No.3についてご説明させていただきます。申請人申請地等は議案書に記載の通りです。それでは農地法第3条第2項各号の事項について説明します。議案説明資料は、17ページから24ページをご覧ください。本件は、遠方かつ高齢で維持管理ができないため、申請地を譲り渡したい譲渡人の要望に対し、経営規模を拡大したい譲受人が応えるものです。まず、第1号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第3号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第4号の農作業常時従事要件ですが、本人の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第5号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第6号の地域調和要件ですが、柑橘を栽培する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の農業委員12番沖委員、推進委員2番中村委員からその後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

12番 先日中村さんと現地を見に行きました。今回の譲受人は私の妹でこの畑は20年ぐらい私が借りていた畑ですが妹の旦那さんがミカンを作りたいと言っていたので今年に入り妹夫婦に畑を作ってもらっていたら、譲渡人の方からいつか大島に帰りたいと思っていたけど帰る予定がなくなったので土地の名義を変えてこのまま作ってもらえないかという話がありこの畑を譲り受けることにしました。この畑は入り口半分が野菜が植えてあり奥には雑柑類を植えていて畑の真ん中くらいのところに井戸があり作りやすい畑だと思っていますが、思っていたんですが何年か前に雑柑を植えている側の隣に家が建ち農薬散布はちょっと気を使わないといけないんですけど、畑の周りの方と

も話をしながら時間帯を考えたりしながらで農薬散布を今までやっていたので問題なくできるかと思います。以前から妹夫婦やその子供たちにも私のミカンの収穫を手伝ってもらっていたのですが今年から営農塾、旦那さんの方が今年から営農塾に行きながら近くの畑を借りて近所の方にもいろいろ話を聞きながら熱心に楽しそうに農業をやっているなのでこのままがんばってほしいと思います。以上です。

推進委員  
2 番

初めて私も見させていただきましたけど今沖委員とほとんど同じとおりでなんですけどすごくやる気のある方だと思ひまして、またこれからもまだ拡大していこうという気持ちがあるということで大変いいことだと思ひました。しっかり野菜等も管理されています。以上です。

議長

ありがとうございました。ただいまの事務局及び担当委員の説明で、ご質問などはございませんか。

(質問等なし)

よろしゅうございますか。ご質問なども無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の農業委員の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件を許可することに決定をいたします。続いてNo.4について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請、No.4についてご説明させていただきます。申請人申請地等は議案書に記載の通りです。それでは農地法第3条第2項各号の事項について説明します。議案説明資料は、25ページから38ページをご覧ください。本件は、遠方かつ高齢で維持管理ができないため、申請地を譲り渡したい譲渡人の要望に対し、経営規模を拡大したい譲受人が応えるものです。まず、第1号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第3号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第4号の農作業常時従事要件ですが、本人の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第5号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第6号の地域調和要件ですが、柑橘を栽培する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支

障は生じないと考えます。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の農業委員9番藤元委員、推進委員9番藤岡委員からその後の補足説明などがありましたらよろしくお願いをいたします。

9番 先日藤岡委員と一緒に●●さん同席のもと現地を確認してまいりました。この土地ですが●●さんのほうが4年ぐらい前からもうすでに借りて柑橘を栽培しておられます。今回土地のほうなんですけど水が抜けないので排水溝、落水溝かを作りたいということで今回買い取って土地の改良をしたいということでお話を伺っております。周辺の方とも調和を取ってやっているみたいなので別に問題ないんじゃないかと思います。以上です。

推進委員 9番 ただ今藤元委員から説明した通りでございます。現在幼木がすべて植わっております。ですから今藤元委員が言われた通りのような形で排水をとということですので何ら問題はないというふうに思っております。以上です。

議長 ありがとうございます。ただいまの事務局及び担当委員の説明で、ご質問などはございませんか。よろしゅうございますか。ご質問などが無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の農業委員の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件を許可することに決定をいたします。続いてNo.5について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請、No.5についてご説明させていただきます。申請人申請地等は議案書に記載の通りです。それでは農地法第3条第2項各号の事項について説明します。議案説明資料は、39ページから46ページをご覧ください。本件は、高齢で維持管理が難しくなったため、申請地を譲り渡したい譲渡人の要望に対し、経営規模を拡大したい譲受人が応えるものです。まず、第1号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況や労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第3号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第4号の農作業常時従事要件ですが、世帯の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第5号の転貸禁止

要件についても該当しません。次に第6号の地域調和要件ですが、引き続き柑橘を栽培する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の農業委員13番宮本委員、推進委員18番叶井委員からその後の補足説明などがありましたらよろしくお願いいたします。

13番 先日叶井委員と現地を確認しに行きました。現地は周辺はもう荒れた畑ですがその中一角だけ適切に管理をされた柑橘園でした。除草剤も直接まかれたようできれいに雑草も枯れていて適切に管理されていました。ただすごい、この園地のある●●（地名）のあたりが斜面が急なところが多くて道も狭くてこの園地も私が登って来るのでもその場で立っとくのが結構しんどいなというぐらいの道でやっぱり高齢だとやるのがしんどいだろうなという感じの園地でした。この譲受人の方ももうすでに一緒に譲渡人の方と一緒にやられてたというのがあることなので引き続き適切に管理ができるのかなとやれると思います。普通の人は結構しんどいだろうなと思うんですけど今までやってるということなので引き続き適切に管理してもらえればと思います。

推進委員  
18番 今年から推進委員になりました叶井です。よろしくお願いします。宮本さんと一緒に現地に行きましてですね、その現地の場というのがやはり周りがですね放任ということで竹がものすごい生えてという中で園地だけはきれいに整備されている。そしてミカンを植えてもこの暑い夏もやっぱり葉っぱも生き生きしている。そのミカンというのもきれいなミカンができています。これまでもずっとミカン栽培を手伝っているということで経験はですね十分あるということでそれは心配ないと思いますけど、とにかくこの南向きの●●の地区非常においしいものができるということで私は期待しています。以上です。

議長 ありがとうございます。ただいまの事務局及び担当委員の説明で、ご質問などはございませんか。

（質問等なし）

よろしゅうございますか。ご質問などが無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の農業委員の方は、挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件を許可すること

に決定をいたします。続いてNo.6について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請、No.6についてご説明させていただきます。申請人申請地等は議案書に記載の通りです。それでは農地法第3条第2項各号の事項について説明します。議案説明資料は、47ページから57ページをご覧ください。本件は、相続した申請地について遠方で維持管理ができないため、申請地を譲り渡したい譲渡人の要望に対し、譲受人が応えるものです。まず、第1号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第3号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第4号の農作業常時従事要件ですが、世帯の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第5号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第6号の地域調和要件ですが、果樹を栽培する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長

引き続きまして、地区担当の農業委員13番宮本委員、推進委員17番山根委員からその後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

13番

先日畑を確認しに行きました。二か所に分かれているんですが一か所は●●（地名）一か所●●（地名）のほうの畑なんですけど、先ほど一つ前の案件の譲受人の方が一緒の案件なんですけれども一つ前は柑橘園でした。今回のところは柑橘は植わってなくて畑として使われるような状況なんですけど今現在は木は生えてないものの結構もう雑草に覆われている所なのであと面積が広いので結構しんどいなと思うんですがトラクターを購入されるということでそれを使えばこれくらいの面積だったらいけるのかなというふうに感じています。営農計画の中ではブルーベリーなどって書かれているんですがそういったできるだけ手のかからないものをうまく植えて有効的に使ってもらえればなと思います。以上です。

推進委員

17番

昔から場所はよくわかっておりますし私が小さいころに田植えをしに行ったという場所です。そしてお兄さんが三年前に帰ってきたんですがその方が亡くなられて次男の方のほうが、もとお兄さんは●●（地名）において帰って来ましたが三年前に急に亡くなりましてそして今度は弟さんがやるということで特に●●の地区はうちの家からだいたい60メートルでですね、その辺でよく遊んだ場所でありまして今のところ状態は草はありません。そして

●●（地名）のほう●●●●（番地）はですねちょっと二段に分かれておりますけど草がちょっと生えておるだけですすぐに農作物はできます。そういう状態で条件的には機械も入りやすいし場所的には非常にいいし本気でやれば収穫も上がると考えております。以上です。

議長

ありがとうございました。ただいまの事務局及び担当委員の説明で、ご質問などはございませんか。よろしゅうございますか。ご質問などが無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の農業委員の方は、挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

ありがとうございます。挙手全員でございます。よって、本件を許可することに決定をいたします。続いて日程２、審査会１に移ります。農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい、農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画についてご説明します。事前にお送りしております、農用地利用集積等促進計画についてご覧ください。令和８年８月２５日告示予定で使用貸借 ６件 6,519 ㎡、賃貸借 6 件 6,413 ㎡、合計 12 件 12,932 ㎡の利用権設定申出状況となっております。ご審議のほどよろしく申し上げます。説明は以上です。

議長

ただいまの事務局の説明にご質問などはございませんか。

（質問、意見なし）

よろしゅうございますか。ご質問なりご意見もないようですので、採決をいたします。本件に異議のない農業委員の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

ありがとうございます。挙手全員であります。よって本件については異議のない旨の回答をすることに決定をいたします。続いて、日程３、審査会２、農業経営基盤強化の推進に係る基本構想の改正について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい、事前に送付しております農業経営基盤強化の推進に係る基本構想の改正につきまして、周防大島町長より意見照会が当委員会にあり、本日お諮りする次第です。では、事前に送付しております基本構想（案）の概要につい

てご説明させていただきます。この基本構想は、地域において育成すべき効率的で安定的な農業経営の指標や、農業経営者に対する農用地の利用目標、または経営改善を図ろうとする農業経営者への支援について総合的に定めているもので平成18年に策定し、おおむね5年ごとに見直しを行ってきたところであります。今回の変更については、山口県における「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の変更に伴うものであり、変更となる主な内容は、認定農業者及び認定新規就農者の指標、営農類型ごとの農業経営の指標の一部削除でございます。説明は以上です。

議長

ただいまの事務局の説明で、ご質問などはございませんか。

(質問等なし)

よろしゅうございますか。質問、ご意見などがないようですので、採決をいたします。本件に異議のない農業委員の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本案を承認することに決定をいたします。その他で全般的なことで何かご質問なりご意見がございましたらお願いします。よろしいですか。では以上をもちまして第131回周防大島町農業委員会総会を閉会いたします。長時間のご審議ありがとうございました。ご苦労様でございました。

上記は、令和8年8月14日開催の第131回周防大島町農業委員会総会の議事録である。

令和8年9月 日

周防大島町農業委員会会長\_\_\_\_\_

上記の議事録は、正当と認め署名いたします。

議事録署名人

周防大島町農業委員\_\_\_\_\_

周防大島町農業委員\_\_\_\_\_